

瀬戸市立図書館資料収集方針

1 基本方針

1. 瀬戸市立図書館は、市民の基本的人権の一つである「知る自由」を社会的に保障する機関である。そのため市民が必要とする多様な資料を図書館の責任において備える必要がある。
2. 図書館法で規定された公共図書館の役割である、市民の「教養、調査研究、レクリエーション活動等に資する」資料を収集する。
3. 資料の収集にあたっては、利用者の知的関心及び地域社会の状況を反映させ、組織的かつ系統的に行うものとする。
4. 市民の知的要求に応える証として本収集方針を公開し、市民の理解と協力を得て、市民の知的要求に応えられる蔵書構成に努める。

2 収集基準・方法

1. 収集対象資料
乳幼児を対象とした資料から各分野の専門的資料にいたるまで図書、非図書資料にわたって幅広く収集する。
2. 収集の方法
収集の方法は、購入や寄贈等による。
3. 選択基準（資料選択にあたっての通則）
 - (1) 思想的・宗教的・政治的立場にとらわれることなく、公平かつ偏りなく選択する。
 - (2) 資料の内容、著者、発行者、所蔵資料との関連等を考慮して選択する。
 - (3) 参考図書は各分野にわたって収集する。
 - (4) 利用頻度の高い図書等は複数収集を考慮する。
 - (5) 各種出版情報・書評等を十分に活用する。

3 収集対象資料の種類及び範囲

1. 図 書
国内で発行される図書については、可能なかぎり幅広く収集する。
2. 郷土資料（地域資料）
瀬戸市を中心とした郷土資料、行政資料を網羅的に収集する。陶磁器に関する資料については、周辺地域のものも含めて収集する。
3. 逐次刊行物
国内で発行される雑誌については、可能なかぎり幅広く収集する。新聞については、全国紙・ブロック紙の他、瀬戸市及び周辺地域において発行されている地方紙等を幅広く収集する。
4. 視聴覚資料
録音資料（コンパクトディスク）及び映像資料（ビデオディスク等）を収集する。
5. 紙芝居

紙芝居資料を収集する。

4 資料別収集基準

1. 図書

(1) 国内図書

① 新刊書

- ア 各分野について教養書・概説書を中心に幅広く収集する。
- イ 各分野について参考図書は、網羅的に収集する。
- ウ 全集・著作集等は、重点的に収集する。
- エ 陶磁器関係資料及び瀬戸市に関する資料は、幅広く収集する。
- オ 国際理解を目的とする図書は、可能なかぎり収集する。
- カ 大活字本は、所蔵図書を考慮しながら収集する。
- キ 文庫本は、原則として収集しない。

② 古書

- ア 各分野で絶版となっている古典や名著で本館未所蔵のものは、可能なかぎり収集する。
- イ 既に所蔵している全集・著作集等の欠本は鋭意収集に努める。
- ウ 未所蔵の参考図書で資料的価値の高いものは、可能なかぎり収集する。

③ 官公庁刊行物（地域資料を除く）

- ア 政府刊行物で主要な白書・統計・調査報告書等を収集する。
- イ 地方自治体の刊行物は、愛知県内及び瀬戸市周辺地域の主要なものを収集する。

④ 児童書

- ア 新刊書は絵本を含めて可能なかぎり収集する。
- イ 児童文学・児童文学研究のための参考図書と専門書は、可能なかぎり収集する。

(2) 外国図書

① 新刊書

- ア 日本に関して記述された図書は、可能なかぎり収集する。
- イ 国際理解に資する図書は、可能なかぎり収集する。

② 児童書

- ア 諸外国の代表的な絵本を収集する。
- イ 諸外国の代表的な児童文学・童話・民話等を収集する。

2. 逐次刊行物

(1) 雑誌

① 国内雑誌

- ア 市販されるものについては、各分野にわたって収集する。ただし、類似の主題内容をもつもの及び娯楽雑誌については厳選する。
- イ 瀬戸市及び愛知県内の収容な雑誌は、可能なかぎり収集する。
- ウ 児童向け雑誌は必要な範囲で収集する。

② 外国雑誌

ア 評価の高い一般誌を収集する。

(2)新聞

① 国内紙

全国紙・主要ブロック紙・愛知県内の県域紙及び経済紙等を収集する。

② 外国紙

代表紙を収集する。

3. 視聴覚資料

(1)録音資料

ア クラシック音楽、ポピュラー音楽及び邦楽については、内外の主要な作曲家・演奏家の作品を収集する。

イ 世界各地の民族音楽については、代表的なものを収集する。

ウ 演芸資料（講談・落語等）については、名作とされるものを収集する。

エ 語学資料・教材及び特定の主題をもった資料（朗読・講演・対談等）については、教育性・記録性・実用性に留意して収集する。

オ 唱歌・童謡等の児童向け作品は、必要な範囲で収集する。

(2)映像資料

ア 映画・演劇資料については、名作とされるものをはじめ各種の受賞作等評価の定まった作品を収集する。

イ 生涯学習・教養・レクリエーション等に役立つ映像資料は積極的に収集する。

ウ 映像資料の収集については、「著作権法 第38条5項」の規定に留意する。

ただし、貸出できない映像資料でも必要な範囲で収集する。

4. 紙芝居

ア 童話・民話及び優れた創作ものを収集する。

イ 児童の成長や学習に役立つ生活指導・自然観察・行事等に関する作品は、可能なかぎり収集する。

5. 電子資料

通常の図書・雑誌・マイクロフィルム等の資料ではサービスのうへで対応できない場合、または特定分野の情報源として利用上の効率が顕著である場合、電子資料を考慮しながら収集する。

5 資料収集計画

適正な予算執行をはかるため、毎年度当初に資料収集についての計画をはかるものとする。

附 則

1 この方針は、平成21年4月1日から実施する。